

各 所 属 長 殿

警 務 第 6 6 号

平成30年5月8日

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察本部行財政改革推進委員会設置要綱の制定について

この度、次期青森県行財政改革大綱（平成31年度から平成35年度までの5年間）への取組に当たり、県の取組方策のほか、警察本部における個別の業務に対する取組方策の構築等に向け、「青森県警察本部行財政改革推進委員会設置要綱」を別添のとおり制定したので、所属職員に周知されたい。

【担当】 警務課 企画係

別添

青森県警察本部行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 次期青森県行財政改革大綱（平成31年度から平成35年度までの5年間）への取組に当たり、県全体の取組方策のほか、警察本部における個別の業務に対する取組方策の構築等に向け、青森県警察本部行財政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部における行財政改革推進方策の検討に関すること。
- (2) 警察本部における行財政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他警察本部における行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、推進委員長、推進副委員長及び推進委員をもって構成する。

- 2 推進委員長は、警務課長をもって充てる。
- 3 推進副委員長は、警務部理事官をもって充てる。
- 4 推進委員は、各部（室）管理官（警務部を除く。）をもって充てる。
- 5 推進委員長は、推進委員会を統括する。
- 6 推進副委員長は、推進委員長を補佐し、推進委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 推進委員は、推進委員長の指示に係る各部（室）内の各所属における事務を統括する。

なお、警務部及び警察学校における事務については、推進副委員長が統括する。

(運営)

第4条 推進委員長は、推進委員会を招集し、議事を主宰する。

- 2 推進委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員以外の者に対し、推進委員会への出席を求めることができる。
- 3 推進委員会の庶務は、警務課企画係において行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。